

第 1 節

新庁舎建設の基本方針

(現状分析と方針決定)

1 現3庁舎の状況と統合の必要性

(1) 現3庁舎の状況

加東市では、合併直後から分庁方式をとっており、社庁舎、滝野庁舎、東条庁舎の3庁舎に各部署が分散配置されています。各庁舎の状況は次のようになっています。

■社庁舎（社50番地、3,425.00㎡、S47年建築、RC造地上3階建て）

- ・社庁舎には、議会事務局、企画部（企画政策課、秘書課）、総務部（総務課、財政課、税務課）、市民安全部（市民課、防災課）、福祉部（社会福祉課、子育て支援課）、会計課、委員会事務局が配置されています。
- ・別棟の東棟（339.04㎡、S造地上2階建て）は会議室、倉庫等として使用されています。
- ・社庁舎周辺には、社福祉センター（S47年、H9年建築）、老人及び心身障害者福祉施設ラポートやしろ（高齢介護課を配置、H8年建築）、社中央体育館（S57年建築）、保健センター（健康課を配置、S58年建築）、多目的研修館（社公民館を配置、S58年建築）、加東ケーブルビジョン（地域情報センターを配置、H13年建築）、中央図書館（H5年建築）及び社税務署等の公共施設が集中しています。

■滝野庁舎（下滝野1269番地2、2,479.94㎡、S59年建築、RC造地上3階建て）

- ・現在、市民安全部（保険・医療課、生活課）、建設部（建設総務課、土木課、都市整備課）、教育委員会（教育総務課、学校教育課、人権教育課）、市民課（窓口センター）等の部署が配置されています。
- ・議会関係諸室のあった3階には、北播磨3市1町消防広域化協議会が配置されています。
- ・滝野庁舎周辺には、加東ケーブルビジョン・滝野サブセンター（S63年建築）、滝野文化会館（S59年建築）、滝野図書館（H7年建築）、滝野歴史民俗資料館（S55年建築）、滝野公民館（生涯学習課を配置、H18年建築）等の公共施設が配置されています。

■東条庁舎（天神125番地、3,569.69㎡、S45・S55・H8年建築、RC造地上3階建て）

- ・現在、地域整備部（農林課、農村整備課、地域振興課）、上下水道部（管理課、工務課）、農業委員会、市民課（窓口センター）等の部署が配置されています。
- ・本館（S45年建築）と新館（S55年建築）、別館（H8年建築）の3棟で構成され、新館の1階は、保健センターが実施する筋力アップ教室、料理教室、乳がん健診等の会場として使用していますが、3階と2階の一部は、現在使用されていません。
- ・東条庁舎周辺には、車庫棟、東条東体育館（S56年建築）及び商工会議所東条支所が隣接しています。

(2) 現状の課題と統合した場合の課題

現状の分庁方式の課題と統合した場合に新たに発生する課題について検証を行いました。その主なものについては、次のとおりです。

①現状の課題

■市民サービス面における課題

(庁舎位置)

- ・現状の分庁方式では、どの庁舎にどの部署が配置されているか分かりづらい。
- ・サービス内容によって庁舎が異なるため、時間・コスト的に効率が悪い。
- ・会議毎に開催場所が異なり不便である。

(窓口センター)

- ・窓口センターで処理が完結しない業務では、書類が担当者に回付された際、書類のみでは意思が伝わりにくく、どうしても手戻りになってしまう。
- ・窓口センターで対応できない用件では、処理時間がかかり、間違いが生じやすい。
- ・窓口センターでは、専門的な用件に対応できないこともある。

(部署の分散)

- ・関連サービスを提供する部署（市民課、子育て支援課、高齢介護課、保険・医療課等）がワンフロアに配置されていないので、利用する市民の負担が大きく効率が悪い。
- ・複数の用件を一度に済ませることができない。

■行政効率面における課題

(効率性、経費)

- ・職員の各庁舎間の移動が必要な場合、迅速な事務処理ができない。
- ・市民が説明を受けるまでに時間を要する場合がある。
- ・分散しているため重複するサービスの提供体制が必要で、余計な経費がかかる。
- ・分庁方式では、管理コスト（施設の維持、人件費、移動経費）の削減が難しい

(連携、コミュニケーション)

- ・各部署の意思伝達に無駄な時間を要する。電話だけでは業務内容が伝わりにくい。
- ・組織として、一体感、緊張感が醸成されにくく、労務管理、組織統制、迅速対応などが難しい。
- ・市長の意志が直接伝わらない。

■その他

- ・各地域に庁舎があることにより、地域意識が残り、新市の一体感が醸成されにくい。
- ・無駄なスペースが多い。
- ・社庁舎、東条庁舎は新耐震基準前の建設で、継続使用のためには耐震補強が必要。

②統合した場合に発生が予想される課題

■市民サービス面における課題

- ・ 統合により庁舎が遠くなる市民にとっては、移動時間・経費の面で不利になる。
- ・ 自己の移動手段を持たない市民には負担が増大する。
- ・ 窓口センターを各分庁舎に残すと、その分の経費が必要となる。

■行政効率面における課題

- ・ 統合庁舎に業務が集中することで、市民のニーズを把握するのに時間を要する。
- ・ 統合庁舎建設に莫大な費用が必要である。
- ・ 災害発生時の地域拠点が手薄になる。

(3) 統合の必要性

分庁方式の現状と課題、統合した場合の課題について検証し、統合の必要性について検討しました。

- ・ 現状の分庁方式による行政運営の課題、統合により新たに発生する課題について検証した結果、現状の分庁方式による行政運営では、多様化する市民ニーズや地方分権の推進による業務の増大に対応するには限界があり、また、迅速で的確なサービスの提供体制が維持できない状況です。
- ・ また、現状の3庁舎の維持管理に要する経費については、将来的に莫大な額（特に社庁舎、東条庁舎の改修経費）になること、それに対する国などの財政支援が望めないこと、そのことが市の財政を圧迫すること等により、サービスの提供に影響を及ぼすものと考えられます。
- ・ このような状況の中、行財政改革推進委員会や庁舎統合整備等検討委員会においても統合に関する検討が行われ、庁舎統合の必要性についてのご意見（検討結果は次ページに記載）をいただいています。
- ・ 以上のことから、現状の分庁方式から行政運営を1カ所に集約する、すなわち庁舎を統合することが必要という結論に至っています。
- ・ ただし、統合により発生する課題への対策を十分に図ることが重要です。
- ・ また、多くの市民が納得するかたちで庁舎の統合を実施することが必要であり、そのため窓口センターのあり方や統合により空き庁舎となる建物の活用方法などの検討も合わせて行っていく必要があります。



■図1-2 現滝野庁舎



■図1-1 現社庁舎



■図1-3 現東条庁舎

2 庁舎統合に関する検討と統合庁舎の整備方針

(1) 外部委員会における検討

合併前の加東郡合併協議会が策定した「新都市建設計画」には、「新庁舎などの設置については、新市の財政状況を踏まえながら、合併特例債の適用期限内に建設する方向で、新市において検討することとします」となっています。これを受け、平成19年度には「行財政改革推進委員会」において庁舎統合に関する検討が行われ、平成21年度には「庁舎統合整備等検討委員会」において、市民目線による庁舎のあり方に関する検討が行われました。

ここでは、その検討結果を記載しています。

①加東市行財政改革推進委員会による検討(H19年度～H20年度)

「加東市庁舎の統合に関する提案」を市長に提出（H20.7）

【提案の概要】

- ・ 統合の必要性 早期に庁舎統合のビジョンを定める必要がある
- ・ 統合すべき部署 移転可能な部署
(窓口センター及び教育委員会については更なる検討が必要)
- ・ 統合庁舎の規模 4,500㎡程度
- ・ 建築の方式 現社庁舎に増築
- ・ 建設の時期 早期の取組
- ・ 建設場所の候補 現社庁舎周辺
- ・ 必要な機能
 - ◆周辺環境に配慮した庁舎
 - ◆利便性に富んだ庁舎（ユニバーサルデザインに配慮）
 - ◆柔軟な庁舎（行政需要や組織変更、高度情報化に対応）
 - ◆経済性に優れた庁舎（省資源、省エネルギーに配慮）
 - ◆災害に強い庁舎（防災機能を持つ）
- ・ 空き庁舎の活用
 - ◆社庁舎 新庁舎を増築
 - ◆滝野庁舎 スポーツ・文化ゾーンとして活用
 - ◆東条庁舎 新館及び別館のNPO法人への開放

②加東市庁舎統合整備等検討委員会による検討(H21年度)

「加東市庁舎等のあり方の提言について」を市長に提出（H21.11）

【提言の概要】

- ・ 統合の必要性 有り
- ・ 統合すべき部署 統合になじまない部署を除いた全ての部署
(窓口センターについては更なる検討が必要)

第1節 新庁舎建設の基本方針 (現状分析と方針決定)

- ・ 統合庁舎の規模 概ね9,000㎡(延床面積)
- ・ 建築の方式 新築
- ・ 建設の時期 市の財政を踏まえる中で、合併特例債の借入期限(H27年度)内のできるだけ早い時期
- ・ 建設場所の候補 加東市山国2001番地1(県所有地)を検討
- ・ 必要な庁舎機能(庁舎のあるべき姿)
 - ◆市民にとって便利な庁舎であること
 - ◆市民が集いやすい庁舎であること
 - ◆市民を大切にしたい庁舎であること
- ・ 空き庁舎の利用
 - ◆社庁舎 周辺に残る施設の機能と融合した活用
 - ◆滝野庁舎 北播磨の広域消防本部を中心とした活用
 - ◆東条庁舎 地域の市民・防災拠点又は更地利用

③加東市3庁舎の現状

「加東市統合庁舎の現状」加東市企画部企画政策課作成(H22.9)

- ・ ①及び②の検討結果を記載
- ・ 今後の各庁舎の活用方策
 - ◆社庁舎(S47年築 耐震化なし)
今後の統合庁舎の建設方針による
 - ◆滝野庁舎(S60年築)
2階及び3階部分については、北播磨3市1町の消防広域により、消防本部として使用が決定(3階部分はH22年、2階部分はH26年から使用予定)
1階部分の活用方策は未定
 - ◆東条庁舎(本館:S45年築 耐震化なし、新館:S55年築、別館:H8年築)
活用方策は未定
- ・ 現県有地(加東市山国2001番地1外)について
建設候補地の一つとして現県所有地があるが、市への譲渡については次の条件を満たす必要がある。
 - ◆市の施設(駐車場等は除く)の建設用地であること
 - ◆上記の建設計画が策定されていること

(2) 統合庁舎の整備方針

- ・ 庁舎の統合については、1-3ページで述べているとおり、統合する必要があるとの結論に至っています。
- ・ しかしながら、市内の公共施設では3庁舎に分かれている機能を一つにまとめて収容できるものではありません。
- ・ 機能を集約するには、受け入れる施設を整備する必要があります。

- そこで、行財政改革推進委員会、庁舎統合整備等検討委員会での検討を踏まえ、統合庁舎の整備方針については、条件を設定し、建設地と建設方法（新築・増築）についての比較検討を行いました。
- なお、建設候補地については、利便性、経済性、実現性の観点から再度検討し、「現社庁舎の敷地内」と「県有地（山国 2001 番地 1 他）」を選定しました。
- また、建設方法については、行財政改革推進委員会からの提案にある「増築」と庁舎統合整備等検討委員会からの提言にある「新築」の双方で検討を進めることとしました。
- これらを組み合わせて、次の三つの設定で検討しました。
 - ◆現社庁舎の敷地内で、現社庁舎を利用しつつ増築する。
 - ◆現社庁舎の敷地内で、現社庁舎を利用しないで全館新築する。
 - ◆県有地で、全館新築する。

※検討の詳細は、第2節に記載しています。

- 検討の結果、整備方針については次のとおりとしました。
 - ◆現社庁舎の敷地内の中央体育館と保健センター跡地に統合庁舎を新築し、現社庁舎は、その活用方法について取り壊しも含めて検討していく。
 - ◆新庁舎の規模は、更に充実した保健福祉サービスを提供するために新たに付加する保健機能(保健センター)と福祉機能に必要な面積を加えたものとし、その規模は最大で9,000㎡程度とする。
 - ◆新庁舎は防災拠点施設として耐震構造(RC造・用途指標Ⅰ類)を採用する。

※検討の詳細は、第2節及び第3節に記載しています。

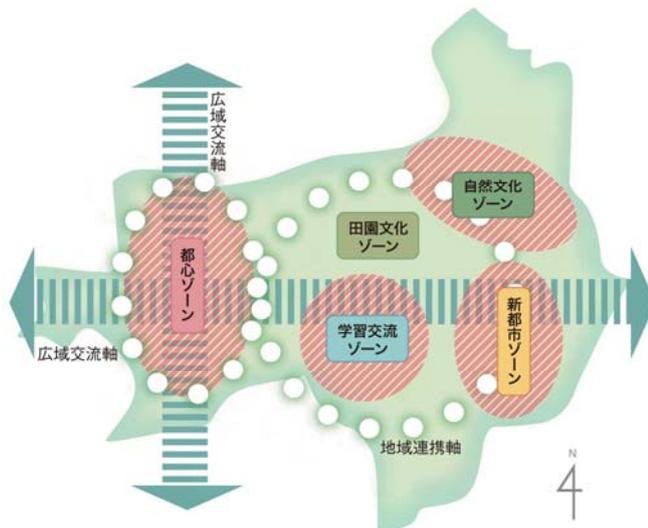
- 既存庁舎の利用については、次のとおりとしました。
 - ◆社 庁 舎 取り壊しも含め、検討を進める。
 - ◆滝野庁舎 平成26年度から広域消防本部として利用が決定。
1階部分については、消防広域化の進捗状況と周辺施設の連携を踏まえ、検討を進める。
 - ◆東条庁舎 本館、新館、別館の活用方法について、今後検討する。

※検討の詳細は、第6節に記載しています。

3 新庁舎建設の基本的な考え方

(1) 上位関連計画等の整合性

- 新庁舎を整備するには、今後のまちづくりを進めるために策定した上位関連計画との整合を図る必要があります。
- そのため、新都市建設計画（H16.10）、加東市総合計画（H20.3）及び加東市都市計画マスタープラン（H21.11）に定めたまちづくりの基本理念、将来像、土地利用計画、都市構造などと整合のとれた新庁舎の整備を行います。
- 「新都市建設計画」には、「新庁舎などの設置については、新市の財政状況を踏まえながら、合併特例債の適用期限（H27年度）内に建設する方向で、新市において検討することとします。」となっています。
- 「加東市総合計画」には、行政サービスの充実と事務効率の向上において、「既存システムを最大限に活用しながら、コスト削減のための電子自治体の構築を一層進め、事務の簡素化・効率化や窓口業務の情報化を推進します。」となっています。特に新庁舎の整備においては、「窓口機能全体の再構築とコスト削減や利便性の向上」が重点を置くべき課題です。
- 「加東市都市計画マスタープラン」には、都市環境の形成方針において、「加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区は、景観形成基準に基づき、美しい景観づくりを図ります。」となっているほか、各現庁舎周辺区域の環境・景観の向上についての基本方針が示されています。
- メモリアルガーデン周辺地区は、兵庫県制定の「都市景観の形成等に関する条例」に基づく都市景観形成地区に指定されています。特に社庁舎周辺は、シビックゾーン区域に指定されており、そこに建設される建築物は、「シンボル性」「外構」「外壁」についての景観形成基準に沿った計画と届出が必要です。
- また、新庁舎は「加東市環境基本計画」と整合を図りながら整備する必要があります。



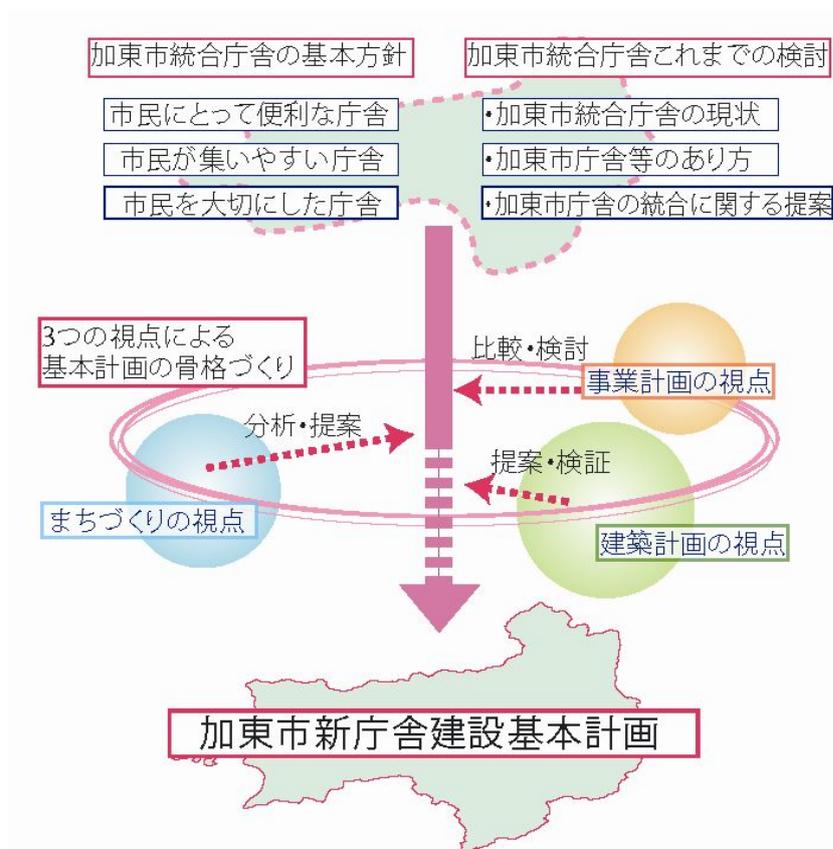
■図3-1 加東市総合計画の都市構造図

(2) 基本方針

- 庁舎統合に向けたこれまでの検討を踏まえ、統合庁舎を整備するうえでの基本方針（庁舎のあるべき姿）を以下のように定めます。

- ◆市民にとって便利な庁舎であること
- ◆市民が集いやすい庁舎であること
- ◆市民を大切にしたい庁舎であること

- これらの基本方針及び整備方針（1-5ページ）を基に、まちづくり、事業計画、建築計画等の視点により比較・検討を重ねて基本計画の骨格をつくり、次の設計段階にスムーズに移行できる基本計画をここに策定します。



■図3-2 加東市新庁舎建設基本計画